

意見発表者と応募意見

1 意見発表候補者選出の流れ

- ・ 12 月初旬～12/20 流域委員会による一般意見募集を実施
- ・ 年末～1/11 集まった意見を部会委員に送り、推薦意見を 10 件以内で選出頂く
- ・ 1/16 委員推薦結果をふまえ、部会長および部会長代理によって候補者を選出
- ・ 1/17～ 候補者に意見発表のお願いをする
- ・ 1/26 第 11 回部会にて 10 名の方に意見発表頂く

2 意見発表者の選出

候補者選出の考え方

候補者の選出にあたっては、下記の考え方を重視した。

委員による推薦結果を重視する。

発表者の属性や意見が偏らないように選出する。

- ・ 組織・団体（NPO、河川関係団体、市町村など）と個人のバランス
（淀川部会においては、組織・団体からのご意見は個人からのご意見に比べ、より多くの人の意見が集約されている、という理由で組織・団体からのご意見を半数程度選出しました）
- ・ 意見内容（全般的な意見、治水、利用、環境、ダム等）のバランス
できるだけ淀川に関係のある意見、発表者を含める。

淀川部会と並行して同様の候補者選出を行っている猪名川部会の状況を配慮する。

意見発表者の選出結果

上記の考え方にに基づき、部会長および部会長代理によって最終的に意見発表候補者が選出され、選出された候補者に 1/26 部会の意見聴取の部への出席をお願いした。その結果、意見発表者は次頁の通り決定した。

1/26 第 11 回淀川部会における意見発表者一覧

発表順	受付番号	属性	提言者	淀川 との関係 注 1	意見内容				
					全般的	治水	利用	環境	ダム等
1	147	組織・団体 (行政)	枚方市						
2	069	個人	森脇 栄一						
3	123 注 2	組織・団体 (関係団体)	伊賀広域水 道事業促進 協議会						
4	068	個人	坂 道夫						
5	107	組織・団体 (NPO)	関西のダム と水道を考 える会						
6	086	個人	山内 篤						
7	045	組織団体 (関係団体)	(社)摂津青 年会議所						
8	140	組織・団体 (行政)	山城町						
9	108	個人	玉木 瑛						
10	142	個人	中西 史尚						

注 1 : 意見内容が淀川に関係

居住地または所在地が淀川流域

注 2 : 受付番号 123 については、委員からの推薦は無かったが、治水についての組織・団体の意見候補者が、2 団体出席頂けないため、第 2 候補として選出し出席をお願いした。

意見発表者の意見シート

発表順に並べています。

シート上のヘッダー部分について

左から順に下記の3つを記載しています。

- ・意見提出者の分類

- 個人

- NPO（NPO等の団体からの意見）

- 河川利用（河川に関係する団体からの意見）

- 自治体

- ・受付番号

- 意見受付順に振っている通し番号。

- ・居住地又は所在地

- 提言者の居住地又は所在地を記しています。

自治体	147	枚方市
-----	-----	-----

将来の淀川のあり方についての意見

1. 基本的事項

本市は歴史的に淀川の恩恵を受けて発展してきたが、一方で、洪水による浸水などの被害も受けてきた。広大な水面と河川敷は多様な生物の生育・生息環境であり、レクリエーションの場である。また、その水は上水源でもある。このように市民生活に不可欠な淀川が今以上に安全で、より身近で魅力的な環境を有する河川になることを期待する。

2. 分野毎の意見

治水

- ・スーパー堤防等堤防強化策を講じるとともに、堤防決壊の可能性についての情報の周知と水防活動の充実が必要。河川管理者との積極的な協働を期待する。

利用

- ・上水源の水質に対する市民の関心がきわめて高い。水質の改善を進めるとともに、水質検査の充実と情報公開、広報について関係機関との協働を期待する。
- ・河川敷は早期の公園整備を期待するが、河原を再生するなど、従来以上に自然にふれあえる場として整備する。利用拠点では快適なトイレや十分な日陰を確保する。また高齢者等も利用しやすい施設づくりに配慮する。
- ・舟運は多様な可能性があることから、河口から伏見・宇治まで航行できるようにするとともに船着場の増設を期待する。また、市街地からのアクセスには十分な配慮が必要。
- ・大阪府域と京都府域の広域自転車道路を連結し、安全で広域的な利用を進める。
- ・学校教育、生涯学習で一層活用するために、安全性への配慮とともに、人材や教材の充実を図る。

環境

- ・ゴルフ場は存続を期待する声もあるが、将来的には廃止の上、自然とふれあえる場に復元整備する。廃止までの間は、農薬使用を中止するとともに、淀川の水辺にアクセスできるルートを確保する。
- ・淀川は野鳥などの多様な野生生物の生息地域であることから、ワンドの復元や水辺や植生の保全を図り、今後一層多様な自然環境の維持、再生を図る。
- ・不法投棄がないよう、河川管理を進める。

まちづくりとの関係

- ・スーパー堤防事業の推進にあたっては、堤防上部に建設される大規模建築物による河川と市街地の連続性や景観への影響を軽減するような仕組みを確保するとともに、堤防上部の国有地の土地利用については地域の実情に合わせ、沿川自治体の意向に留意する。
- ・淀川の自然、歴史などが総合的に学習できる施設を整備する。

<意見提出にあたっての手続き>

今回提出の意見は、約265名の市政モニターを対象にしたアンケート、市環境審議会の意見、市役所各課による庁内会議等を経て、とりまとめたものである。

個人	069	大阪府交野市 森脇 榮一
----	-----	--------------

意見ー1 淀川水系流域委員会に対する要望

河川整備計画策定に対する淀川流域委員会の役割と討議すべき項目

1. 河川整備計画策定に対する淀川流域委員会の役割

淀川水系流域委員会・各部会においては、例えば多目的ダム建設の是非、流域住民による水質保全の取組み、森林保全、上下流の交流等のように、河川整備計画策定の範囲を超えた議論がなされている。河川整備計画は、直接的には河川敷の範囲で、学識者及び地域住民の意見を得て、その地域に相応しい具体的な整備計画を策定すべきであると私は理解している。

成果としては、河川整備に係わる基本理念、基本理念に沿った整備方針、区間別の具体的な河川整備計画をまとめたイメージ図(平面・縦横断図)を示す方向であろう。

河川整備計画策定の範囲を超えた項目の取扱いは、次の通りとすれば良いと思う。

- A. 多目的ダムの建設は、河川整備基本方針(建設大臣が河川審議会の意見を聴き定める)に位置付けられる。従って、この意見は、流域委員会の立場で河川審議会に伝える。また、洪水氾濫を許容する治水計画の意見(水田地帯で、少数の家屋の嵩上げと思うが)についても、河川審議会への報告事項とする。
- B. 流域住民による水質保全の取組みは、現行の淀川水質汚濁防止連絡会(必要であれば流域住民参加)で対応し、本委員会の意見等は連絡会に伝える。但し、河川・湖沼(ダム貯水池を含む)の水質のあり方、及び河川敷内の水質改善の取組みは本委員会で検討する。
- C. 生物生息環境改善のための森林改善、水田の用掛水路改善、休耕水田の活用、河川環境の維持・改善に係わる施策並びにボランティア活動は、別途、協議会等を設けて対応する。

2. 淀川水系流域委員会で討議すべき項目

淀川水系流域委員会で対応することが望ましいと考えられる項目は次の通りである。

1) 流域の産業・経済を支えるための治水・利水安全度の向上に資する河川整備計画

[治水]①現行淀川水系工事实施基本計画の安全度の確保、②水田地帯で少数の家屋嵩上げと、水害保険制度の創設により洪水氾濫を許容し、産業・経済の中核部区間の治水安全度を、更に向上させ超過洪水に備える。(河川審議会へ意見提出)

[利水]①琵琶湖を水源としない地域の利水計画1/10確率の安全性。②京都市等の下水排水を上水道用水とする淀川本川の浄水場における水質の安全性を確保する対策。

2) 日本文化の香の高い淀川の歴史的景観・景勝地の保全・創成に資する河川整備計画

[歴史的景観]宇治川の平等院、塔の島近傍、桂川嵐山、淀川木川の鶴殿等

[景勝の地]瀬田川の鹿跳溪谷、桂川保津峡、琵琶湖八景、ダム貯水池等

3) 淀川流域の生物多様性を豊かに支え、琵琶湖・淀川の固有種の生息に資する河川整備計画

魚類の昇降の確保及び良好な生息環境の保全・創成(健全な栄養塩類循環の確保)

[関連事項]①ブラックバス等の外来魚の駆逐、②生物多様性の確保に必要な河川・湖沼の水質

4) 河川に親しみ、生物との触れ合いを通じて豊かな人格の形成に資する河川整備計画

- ①淀川本川の自然保全地区の徹底的な保全。
- ②野草広場地区に河川敷自然植生を主体とした観察園の設置。
- ③施設公園の周辺に河川敷生態系に配慮したバッファゾーンの設置。

以上

個人	069	大阪府交野市 森脇 榮一
----	-----	--------------

意見 - 2 治水に対する基本理念

流域の産業・経済を支えるための治水安全度の向上に資する河川整備計画

* 必ず発生する洪水氾濫* - 治水事業の推進は不要か? -

1. 流域委員会における所感

6回の淀川水系流域委員会を傍聴して、私は、流域住民の生命・財産を守る治水事業の必要性の認識が極めて低いように感じた。例えば治水のための工事はやめて、その予算を環境保全に使用する、治水事業を中止する勇気を持つ等の意見である。毎年どこかで洪水氾濫が発生している現状を考えると、私には淀川流域に洪水氾濫をもたらす豪雨が発生しないとする科学的根拠を見出せない。なぜなら現行工事実施基本計画に定める計画高水流量を安全に流下できるのは、木津川下流部のごく限られた区間のみであるからである。

2. わが国の治水事業の経緯及び治水効果

今までの治水事業の取り組みは、環境への配慮が不十分なことは認めなければならないが、第二次大戦後に洪水氾濫が頻発し、多くの人命・財産及び稲作に多大の被害が発生し、速やかに洪水氾濫を防ぎ、国民の飢えを解消する必要があった。

当時の国民所得・国家財政は乏しく、治水予算が潤沢であるわけではなく、事業費と工期の面で有利な治水目的を有するダム建設が進められ、堤防は規格通りとして限られた予算で、ひたすらに堤防の延長を稼ぐ事が、この時代の要請であり、会計検査院も厳しくその方向で検査をした。このような効率的な治水事業の推進によって全国の河川の安全度が高まり、産業・経済の発展を支え日本は経済大国に発展し得たのである。(戦後の治水事業の整備による洪水氾濫防止効果を明確に示すべきである。)

3. 今後の治水事業推進のあり方

こうして河川の安全度は高まり、産業・経済の発展、個人所得の増大によって、洪水氾濫域に工場・事業所、人口・財産等が集積した。淀川に洪水氾濫が発生すると被害は甚大であり、また生産活動が損なわれるので、他流域及び海外の産業との競争を考慮すると、特に中小企業は立ち直れないであろう。従って、環境保全を重視するとしても、人命・財産を守り、産業・経済活動を健全に維持するため、次の治水施策を推進すべきである。

現行の淀川水系工事実施本計画に定める治水施設の整備は怠りなく推進する。

人口・資産の過度に集中する区域は、早期に効果の発揮できる超過洪水対策を講ずる。

水田地帯では、少数家屋の嵩上げと、水害保険制度の創設により洪水氾濫を許容する。

4. 委員会に対する要望

日本国憲法によって、人々は健康で文化的な生活する権利を有しているが、洪水氾濫はその権利を奪う。一方、河川法は河川について洪水、高潮等による災害の発生を防止する事を目的としている。従って、堤防(洪水調節ダム)は洪水氾濫を防ぎ、氾濫域の人々の生命と健康で文化的な生活を守る砦であるので、治水機能を確保すると共に、経済大国になった今、環境に配慮した川造りが始まると考え、委員の方々は英知を傾けて、生物の視座からも望ましい河川整備計画を策定していただきたい。

以上

個人	069	大阪府交野市 森脇 榮一
----	-----	--------------

意見 - 3 河川・湖沼の水質保全に関する基本理念

生物多様性を確保する河川・湖沼の水質についての認識と河川整備計画

* 水質濃度が低くければ生物多様性が確保できるのか *

1. 生物多様性を確保する河川・湖沼の水質についての基本理念

生物多様性を確保する河川・湖沼の水質は如何にあるべきかについて私見を述べる。

我が国の水質保全行政が公害対策として水質問題に対処したことや、河川・湖沼の水質濃度が低ければ、アユ、ヤマメ等の高級魚が生息でき、漁業経営上有利であるとする側面で水質のあり方を判断してきた。生物多様性の保全が重視される現代においては、新たな視点で水質を捉えなければならない。従って、「生物の多様な生息・生育環境の確保」するための河川・湖沼の水は、「各水域で生存する生息種が必要とする適度な栄養分（栄養塩類及び有機質）を保持する」とする視点が必要であろう。

2. 生物多様性を確保する河川・湖沼の水質保全の方向

1) 生物多様性を確保する河川・湖沼の水質保全のあり方

次に、河川・湖沼の各水域における生物多様性を確保するための適度な栄養分濃度のあり方は、河川・湖沼の流域が自然的状態（人為負荷の少ない状態）であった頃の栄養分濃度が理想であり、そうするには流域の諸条件を本来の自然的状態に近づけるように復元（負荷の削減、自然浄化機能の回復）を行う必要があると考えられる。

2) 琵琶湖の水質管理と水質保全のあり方について

琵琶湖の水質類型指定は、水質測線上の中央と湖岸共に、南湖はA類型、北湖はAA類型である。「人間の視座」では景観・水遊びの面で湖心から湖岸、果ては内湖まで、全ての湖水が清冽であることを期待する。しかし、内湖や湖岸では人為負荷のない時代でも落葉、沈水性・挺水性植物等の枯死した有機質が堆積・分解して、湖岸周辺の有機質、無機塩類等の水質濃度を高め、また流入河川の影響によっても水質濃度は高まる。

従って湖心に比べて、湖岸、内湖は水質濃度の高いのは当然で、内湖にアオコが発生する事もあろう。この水質濃度差が琵琶湖の「生物の多様性」を確保しているともいえよう。

これを水質環境基準点の設定で見れば、例えば湖心をAAとすると、湖岸・内湖はA或いはB類型として指定するのが素直である。この類型指定は琵琶湖の多様な生物の生息環境を確保するものであると共に水質保全対策も効率的に対応できよう。なを、北湖が湖岸までAA類型であるとして、流域に生活する人々や水生生物、水鳥に良い環境なのか。流域に100万人以上の人々が生活し、広い耕作地が存在する琵琶湖でAA類型が達成できるのか、併せて議論すべきである。（AとAAの中間のAaを県条例で設定できないか。）

3) 河川の水質保全のあり方について

河川については、淵が粒子状の有機質を堆積させて分解し、瀬がせせらぎによりD0を供給すると共に底生生物により水質を浄化する。連続する瀬と淵は水質浄化に有効であると共に、淡水魚の良好な生息環境であるので、堰・落差工を設けることも含めて積極的に瀬と淵を創成することが望ましい。

以上

個人	069	大阪府交野市 森脇 榮一
----	-----	--------------

意見 - 4 河川・湖沼と生物の多様性に係わる基本理念

生物の多様性を復元する「水と緑の生物の回廊」

* 陸域と海洋の豊かな生物の多様性を支える栄養塩類の循環 *

[はじめに] 小林委員は「河畔林が治水、ビオトープネットワーク化に有用である」ことを提言され、河川を「生命的回廊」として、海域ビオトープと陸域ビオトープを連絡する意見もある。河川整備計画に「生物的回廊」や多自然型川造りを取入れることについての基本理念をまとめた。

1. 生物の営みと栄養塩類の回帰について

地球上では生産者の植物が無機栄養塩類、CO₂及び水を吸収し、無限の太陽エネルギーにより有機物を生産して増殖する。これを動物が捕食し、動物の排泄物及び植物、動物の遺体（有機態）をバクテリア等が分解して無機栄養塩類とする回帰が行われて生物は永続して生存できる。

2. 生物の生存を支配するリンの挙動

リン酸（リン）は植物の生存・増殖と捕食する動物の生存を支える重要な物質である。

1) 無機リン循環の歴史的な変化について

地球上には岩石風化によるリンを水が溶かして海洋へ運搬する「陸地 河川 海洋」へのリンの流れと、河川を遡上するサケ、マス等や海洋の魚類を捕食する鳥類による「海洋・湖沼 河川 陸地（林野）」へのリンの流れがある。即ち、地球上では海洋・湖沼 河川 陸地に連なる水循環系と生物移動系の作用によるリンの循環が行われている。

2) 栄養塩類の循環と生態系の拡大について

河川により運搬・蓄積された海洋のリンは、豊かな動植物を育て、サケ、マス等が捕食して数千倍の体重に育ち河川の上流に遡上する。これは海洋のリンを遡上性魚類が、河川により陸上の奥深く運搬することである。晩秋に遡上したサケ・マス等の一部は、河川の上流で鳥類や哺乳類に食べられ、その排泄物や遺体は林野に散布される。産卵を終えたサケ・マス等は生命を終え、春の雪解け水により下流に運ばれ水生昆虫、甲殻類等を育てる。

水生昆虫は羽化して陸地に飛び立ち、死滅して林野にリンを供給し、また鳥類は水生昆虫を捕食して、より広い範囲の林野に排泄物（リン）が散布される。このように魚類、水生昆虫と鳥類、哺乳類の行動が、水循環を媒体として海洋・湖沼から河川、河川から林野へのリンの流れを生み、陸上動植物及び海洋動植物が豊かな多様性が創造された。

3. リン（栄養塩類）循環の問題と河川整備計画策定の理念

河川は堰、砂防ダムの設置等により魚類等の遡上が困難となり海洋からリンの運搬が損なわれ、また瀬、淵、わんどが失われ落葉等を貯留する機能が損なわれて、水生昆虫等の生育に支障を与え、水域のリンの回帰、林野へのリンの移動が損なわれている。

淀川水系の豊かな生物の多様性を保全するには、海域ビオトープ（海洋、干潟、タイドプール）から陸域ビオトープ（河川、湖沼、林野、耕作地等）の間の健全な水循環と栄養塩類循環を再生することを基本理念とすべきである。河川整備計画では、魚の登りやすい川造り、瀬、淵、ワンドの造成及び河畔林帯を整備して「水と緑の生物的回廊」を構築することが基本理念に沿うことと考えられる。

以上

河川利用	123	伊賀広域水道事業促進協議会
------	-----	---------------

《 伊賀地域の住民生活と産業基盤を支える木津川の恵み 》

一級河川淀川水系木津川源流に位置する三重県上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村並びに青山町は、人口約十万人、自然に恵まれた歴史と文化豊かな地域であります。

地域内には、木津川、柘植川及び服部川の三大河川が流れており、古来から氾濫を繰返しながらもその水の恵みを享受しながら、種々の産業文化の発展とともに、流域住民の生活を支えてきました。

当地域の水道施設は、3つの上水道と18の簡易水道が運営されており、木津川の表流水と地下水を水源としております。

しかしながら、近年の生活様式の多様化等により年々増加する水需要対策や安全できれいな飲料水を豊富に供給することが求められてきており、また将来の下水道基盤の整備に伴う水需要、水道未普及地域への給水、不安定な水源で運営している簡易水道の統合など、将来に増加が想定される水資源対策を積極的に進める必要がでてきました。

幸いにいたしまして三重県では、木津川上流の青山町で建設が進んでおります「川上ダム」を水源とする「三重県西部広域圏広域的水道整備計画」を平成10年に策定いただき、現在、伊賀地域に安定的な水道水を供給する「伊賀水道用水供給事業」が推進されております。

このように、伊賀地域の更なる発展と地域住民の暮らしに欠くことができない水資源の活用に国・県及び関係市町村が一体となり、現在その施策を協力を推進しているところです。

そのうえ伊賀地方では、現在市町村合併に係る任意合併協議会を組織し、住民説明会等の開催を行いながら地方行政の強化、一体化を図るべく取り組んでいるところでありますが、水資源の活用についても伊賀水道用水の供給を中心に一元化をめざしているところであり、その元であります「川上ダム」の早期完成がなくては、当地方の発展はありえないと考えています。

つきましては、淀川水系の治水効果が図られるとともに、流域内の水資源が新規に開発される川上ダムについて、皆様方のご理解、ご協力を賜り立派にその効果が発揮できる日が1日も早く訪れることを切望しています。

個人	068	大阪府大阪市 坂 道夫
----	-----	-------------

第7回淀川部会(2001.9.10開催)において、淀川左岸水防事務組合から水防団の現状について説明が行われたようですがこれに関して提案します。

- I) 水防団員の高齢化、欠員増が危惧されているようだが団員の公募は困難で効果はあがらないと思われる。
都市化の進展により常住市民を動員することは公民意識の稀薄と相まって困難であり、かつ不特定多数のいわゆる烏合の衆では団体組織活動をとらせるにはなじまず短時日の訓練ではその成果を期待しえない。
- II) そこで比較的そうした組織的行動に馴れた公務員として、沿川地方公共団体の職員殊に作業実務に慣熟した従業員を、水防有事に水防団員として活用する方途を考えるべきである。
- III) 水防団は水防事務組合に属する非常勤の公務員であるが、任免は水防事務組合の管理者が行う。管理者は淀川兩岸の大阪府域内は大阪市長であり、他の市町はいずれも組合を構成しているので夫々の市町長は部下である当該市町の職員を動員することは適切であり、またその責任である。水防は市町村の義務であるから有事に際しては、いずれの部処に所属する職員たりとも活用応援せしめなければならない。
そこで市町職員殊に実務作業に日頃組織的に従事しているいわゆる従業員を水防団員に兼務せしめて住所地ごとに組織化し、訓練研修を積んでおく(そのためには本来職務専念義務を免除して兼務を公認することとする。従業員は有事に際しても直接所属部署の警察等にあたる要員には限りがある。全員を要しない。例えば水害後の復旧作業は水害を未然に防止する水防活動時には従事の要なく閑散である(下水道事業のポンプ場等に勤務する従業員等は除外)から動員が容易である。清掃従業員は特定の地区に居住する者が多いので動員組織に組み込みやすいと思われる。
- IV) こうした方策をとるとすれば当該市町長は部内で担当の対応措置に腐慮する必要があると思われるがこれを解決、実現すれば、他の方法よりも比較的妥当容易であると認められる。よって河川管理者である国土省当局は水防助成のための管下市町長に充分説明要請して実現に努力すべきである。2～3年の期間に熱意を傾ければ可能であると思われる。

「大戸川ダムの見直し」

このダムによる水資源開発量44,200m³/日の内、34,560m³(78%)が「大阪府営水道」に対するものですが、9月5日付の意見書で述べました通り、大阪府営水道は、現在・将来共に水余り状態にあり、このダムによる水資源開発は全く不要ですので、この角度からの計画見直しを行うべきと考えます。(詳しくは前記意見書を参照願います)

なお、淀川部会において、このダムの現地視察を未だ行っていませんが、部会エリアにおいて「川上ダム」と並ぶもう一つのダム計画なので、現地視察の実施は必須であると考えます。

「丹生ダムの見直し」

8月18日付の意見書で述べましたが、下記の理由により、このダム計画は一から見直すべきものと考えます。

- 1) このダムの水道用水の利水容量の実に77%(4700万m³)が大阪府営水道に対するものですが、前記意見書に詳述しましたように、大阪府営水道は、現在・将来に渡って“水余り”であること。
- 2) このダムにおいては、下流の淀川沿川に対する「異常渇水時の緊急水補給」との名目で、4050万m³という大きな容量が当てられています。平成4年に概成した「琵琶湖開発」において、琵琶湖の水位をマイナス2mまで下げ得るように既に対策が施されており、しかも平成6年のあの記録的渇水においても、琵琶湖の水位はマイナス1.23mまでしか下がっておらず、淀川沿川における渇水被害も軽微なものであったことから、この「異常渇水時の緊急水補給」というダム目的は琵琶湖開発と矛盾した無意味なものであり、このためのダム容量は全く不要であること。
(なお、8月18日付の私共の意見書で“マイナス1.5mまで”としていたのは“マイナス2mまで”の誤りでしたので、ここに訂正します)
- 3) 従って、このダムにおいては、上記1)2)を合わせた8750万m³という大きな容量が実は不要であり、これはこのダムの有効貯水容量の実に61%に相当します。
そもそも貯水容量の6割強が不要というダム計画は、一旦白紙に戻して、一から再検討するのが当然です。

(以上、概要を述べましたが、詳しくは前記意見書を参照願います)

「淀川の水利権の見直し」

この表は、三川合流点下流における淀川の水利権と取水実績・未使用量のデータです。

	(水利権)	(最大取水量)	(未使用量)	
1) 上水道				(万m ³ /日)
大阪府	223	204	19	
大阪市	268	197	70	
阪神水道	119	95	25	
その他	38	35	2	
2) 工業用水				
大阪府	84	52	32	
大阪市	31	15	16	
その他	98	45	54	
3) 農業用水	145	80	65	
(総計)	1007	724	282	

朝日新聞 1999年10月17日朝刊の抜粋
 最大取水量:1年で最も取水量の多かった日の取水量
 (未使用量)=(水利権)-(最大取水量)
 上水道、工業用水は97年度、農業用水は98年度の値
 コンマ以下は四捨五入
 (この他に河川維持水(600万m³/日)が別枠として有る)

- 1、この表から分かる通り、淀川の水使用は基本的に水余り状態にあり、特に大阪市の上水道や農業用水は極端です。
- 2、大阪府に限って見ても、工業用水には大きな未使用があり、これを上水道に用途転用するだけで、大阪府営水道(上水道)に大きな余裕が生まれることになります。
- 3、つまり、淀川の水利権の見直しや用途転用を図ることで、大幅な水利権の融通が可能であり、新たな水資源開発を行わなくても水利用問題の解決は充分可能です。丹生ダムも大戸川ダムも、或いは余野川ダムも安威川ダムも瞬時に不要となります。日本一の天然のダム・琵琶湖を擁する淀川はそれ程に優れた水源であることを、私達は再認識すべきだと思います。この点についての貴流域委員会での充分なご検討を要望します。

「淀川」は、生きた教材

……流域各地に『淀川』学習の拠点校づくりを……

1. 教育現場の現状。

残念ながら、淀川本流に接する校区を持つ小・中・高等学校においても、支流に校区を持つ学校においても、「淀川」を総合的に追及した実践例を見いだすことはできない。部分的に扱おうか、触れる程度の学習で終わるものが多い。したがって、児童・生徒たちにとって「淀川」は、生活から離れた忘れられた存在になっている。

2. なぜ、「淀川」学習が低調なのか。

まず、教師に、「淀川」のすぐれた機能、流域の人々に及ぼしているすぐれた役割が理解されていないばかりか、流域民の生活を破壊しかねない「淀川」の変貌への切実感や危機感が乏しいことにある。また、将来にわたって、流域の人々の生活に欠くことができない「淀川」の恵み、生活に密着した「淀川」のめぐみを総合的に追及し、わたしたちの「淀川」へ高めることの大切さが、認識されていないことにあると思われる。

仮に心ある教師がいても、「淀川」を教える適切な教材や、話を聞いて学ぶ人材やわかりやすく利用しやすい施設が乏しいこともあって、すぐには実践できない状況が原因となっていると思われる。

3. 総合的な「淀川」学習は可能。

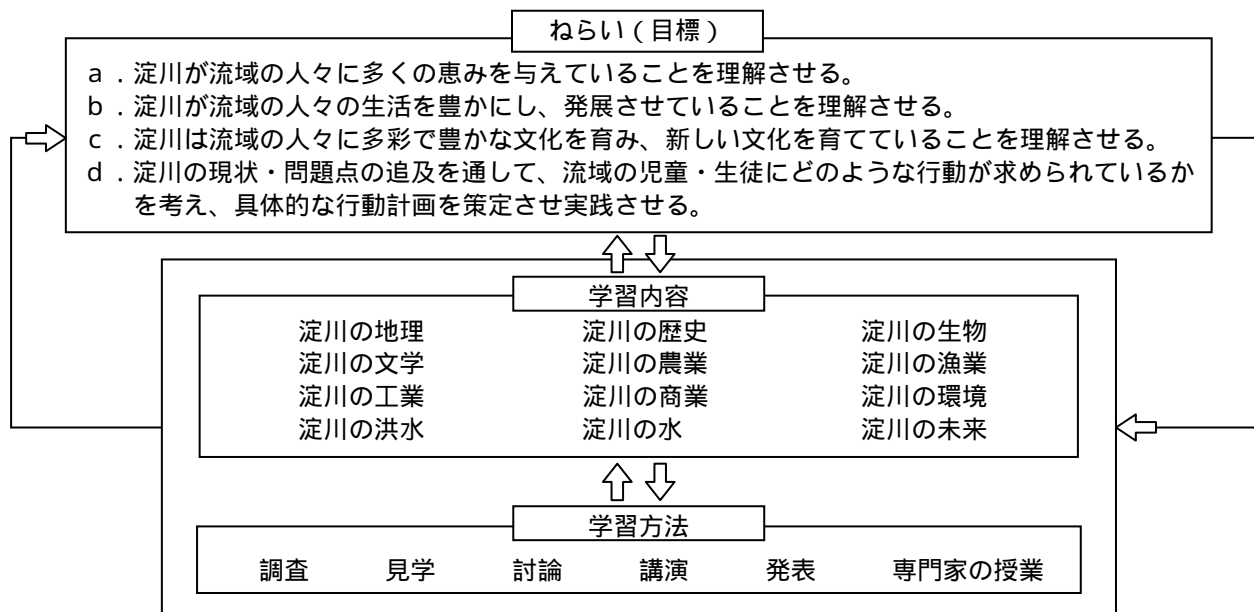
「淀川」を総合的に学習することによって、流域の児童・生徒にとっての母なる川への理解にとどまらず、知識を覚えることに熱中している児童・生徒たちに、今一番欠けている「自ら課題を設定し、調査し、追及し、解決する力」、「学習の方法」「追及の意欲」「協力して問題を解決する実践力」を身につけさせることができる。

さいわい、平成 14 年から、小学校・中学校で、平成 15 年から高等学校において、「総合的な学習の時間」がスタートする。ご存じのように、この学習の目的は「これまでの覚えることに主眼を置いていた教育から、考える力を身につけさせること」にある。この時間は、各学校が、又は各学年が年間を通して独自の追及テーマを設定し、一年を通じて追及できる時間が与えられたものである。

各学校は、学校独自のテーマを設定し、学校教育の目玉を作ることになっている。

この学習の時間に「淀川」を総合的に学習する、特色ある学校が現われれば、すばらしい事だと思っている。「この時間に、『淀川』学習をしませんか」と呼びかけることが大切である。ただ単に、呼びかけるだけでなく、それをサポートする早急な体制作りが必要になってくる。

4. 総合的な「淀川」学習とはどんな学習か(試案)。



5. 総合的な「淀川」学習を可能にする諸条件

まず必要なことは、教師をサポートする体制を、「淀川」に関する専門家たちが力を結集して、作ることである。例えば、「淀川」学習を実践できる教師を発掘すること、上記の学習内容を、児童・生徒に理解しやすいように書きあらわしたパンフレットを豊富に用意すること、教師の要望に応じて、専門家を学校へ派遣できる体制を整えること、「淀川」関連施設を児童・生徒に利用しやすいものにする、さらに「淀川」学習に関心のある教師を定期的集めて、実践交流を実施し、淀川を深く勉強したり、効果的な学習方法を研究できる体制を構築することだと思う。このためには、貴委員会の「流域各地に『淀川』学習の拠点校づくり」が、大切になってくる。

河川利用	045	(社)撰津青年会議所
------	-----	------------

淀川水系に対する意見

この度、(社)撰津青年会議所におきまして、「撰津市淀川親水公園計画」と題した提言書を作成致しました。私たち(社)撰津青年会議所は、常に地域の発展を目指し、社会に貢献することを目的に活動を続けています。その中で「まちづくり」というテーマに基づき、まちの活性化に貢献したいという思いから撰津市における「名所づくり」を推進していきたいと考えております。撰津市において「名所づくり」を考えた場合、他市に紹介できる場所として、淀川の一津屋地区に着目しました。ここには、全国でも貴重な河川の水面利用地域があり、管理運営としてボランティア活動が展開されております。また、全国でも貴重な河川の水面利用地域として、親水公園と銘打ち、新たな「名所」として残していきたいと考えております。それには現在までの活動を深く理解した上で、この地域を「名所」として残していく為に必要な整備と、管理体制も含めた計画が必要と考え、提言書としてまとめさせて頂きました。この度提出させて頂きたく意見は、A4判1ページと限定されておりますので、提言所の一部を提出させていただきます。また、本書(提言書)がご入用の場合は事務局のほうまでお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

1. 思想の提言:我々(社)撰津青年会議所は、淀川の水面利用状況に関して、過去からの経緯、現在の状況、今後の問題点を調査した結果、次の結論に至った。

- (1) **水面利用の重要性:**動力船、非動力船等のレクリエーションによる水面利用者は現実として相当数おり、さらに海外の状況、国内におけるアウトドア傾向の浸透化をみると増加することも予想され、淀川水系、特に撰津一津屋地区が水面利用者にとってますます重要となる。
- (2) **撰津市の名所づくり:**地方自治体として魅力あるまちづくりを考える際、このように財政的に厳しい時であり、何かを新たに作り出すのではなく、日本国内で唯一、一級河川における水上オートバイの走行が行え、日本トップの競技者が練習を行い、多数の全日本チャンピオンを輩出している場所が撰津市にあるということに着目し、これを活かした「まちづくり」を考えるべきである。撰津市にある「日本唯一の水上ゲレンデ」をより推進し、これらに共感する若者から世代の輪を広げて、撰津市の象徴、名所とするべきである。
- (3) **積極的管理の必要性:**動力船の運航に関し、騒音、水質汚濁等の危惧はあるが、利用地域を限定した上で積極的に管理し、利用ルールを徹底することで解決を図るべきである。反対に利用を禁止すれば、利用者は分散し根本的な解決にならないばかりか、むしろ問題が拡散する恐れがある。
- (4) **行政のインフラづくり:**水面利用者を考慮したインフラ整備がなされていないため、現状では自然の地形を利用した水面利用となるので、若い世代による水上オートバイやウィンドサーフィンといった限定された利用に留まっている。このため、世代間の交流が図れるよう一般の市民が気軽にやって来て、釣り船、モーターボート、舟運等が利用できるインフラの整備を整備計画に加えて頂きたい。また、水上オートバイ等の動力船利用者に対し利用料を徴収するなど、管理・運営を考慮したインフラ整備もすすめて頂きたい。
- (5) **行政主導の管理:**この地域の管理は現在民間ボランティア団体が行っているが、ルールを徹底する強制力や管理運営費用を徴収する権限がなく、今後管理を継続するには限界がある。水面利用者を考慮したインフラ整備とともに行政主導による水面利用者に対する管理団体の発足を望む。

2. 構想の提言:(社)青年会議所としての構想は、釣り船、モーターボート、水上オートバイ、釣り人、ウィンドサーフィン、など一津屋地区河川敷を利用するすべての水面利用者がレクリエーションとして安全かつ快適に楽しめる総合的な「水上公園」としての整備と、それに伴う新たな管理体制の構築を行うべきであると考え。その手法の一つとして我々の考えを次のようにまとめた。

① 整備項目

- ・動力船の上下架用斜路(スロープ)の整備
- ・低水敷の堤防整備
- ・駐車場の整備
- ・デイキャンプ場の整備

② 新たな管理体制

- ・行政管理下の管理団体を定め、占用許可を承認する。
- ・管理費用を低減させる為、有料施設にする。
- ・淀川の利用を一津屋に集約させるため、利用期間と時間の見直しを図る。

3. 将来に向けての提言:今後の(社)撰津青年会議所としての活動予定を、次のとおりとする。

- ・撰津市民の意見のとりまとめなどの、情報整理を行う。
- ・完成に至るまでの手法を調査し、とりまとめる。
- ・官民による新たな管理団体の設立など、具体的な作業内容の構築に対し出来るだけの協力をする。

自治体	140	山城町
-----	-----	-----

淀川水系河川整備計画に伴う意見について

淀川水系流域委員会におかれましては、川の姿、川の想い、を広く住民・自治体から意見を聴取して整備計画を決定されますことに敬意を表します。

本町と木津町及び精華町の境界を流れます木津川の景観は部分的には川に親しめる空間はありますが、草木が繁茂し、川辺に近づくことも困難な箇所があります。

川に親しみ、川と共に生きる川のイメージには程遠いものであります。

早急に草木の伐採を行っていただき住民の心の中に脈々と流れる川の景観を取り戻して頂きたい、下記の事項について整備計画に位置付け頂きます様意見を提出いたします。

記

1. 淀川水系(木津川)の問題点について.

木津川の豊かな自然と広大な空間は、水と緑のオープンスペースとして生物や人間にとって貴重な存在であります。しかしながら人々が集える公園緑地がありません。また、一部の農地以外は雑草・雑木等が生い茂り除草等により維持管理されているだけであり、水辺に近づけないほど荒廃している地域があります。

2. 淀川水系(木津川)の理想及び要望について

1. 木津川の堤防は砂山となっているため、豪雨時に破堤の恐れがないよう堤防の強化を要望します。
2. 堤内地の有効な排水機能の確保のため北河原樋門・西殿樋門の改修及び堤外地の河床低下を行うとともに、集中豪雨にも対応できるよう内水排除施設の整備を要望します。
3. 開橋より北の堤防敷きは国道24号と同一の機能を有しており市街地形成においても支障があるため、国道24号と木津川堤防の分離を要望します。
4. 市街地の中を流れる川として、人々が集え、緑と水に触れ合える「国営山城木津川親水公園」の整備を要望します。

3. 淀川水系(木津川)の整備実施方法

河川空間の利用形態は、見通しの良い広々とした連続空間の中で、陸地では体験できない水・緑・生物などとの直接的なふれあいを中心的に展開しています。

緑と水に触れ合える「国営山城木津川親水公園」の整備実施内容について

開橋より北部(北部地区)

除草等の維持管理の強化を図り新たな緑地の形成。

お茶の樹園地の保全推進。

開橋付近『水辺空間公園』(中部地区)

人々が集え、水と緑に触れ合える空間として、「オートキャンプ場」「ミニパーク(子供が遊べる)」「親水広場」「駐車場」等の整備。

開橋より南部

本地区は農業振興地域であり、優良農地の保全し農業環境を利用した空間として、保全管理農地の貸農園化。

町立木津川コミュニティ運動広場の整備

樹木を多くし緑化を推進。

泉大橋付近『親水公園』

旧奈良街道(山背古道)の復元もかねた「堰堤・潜没橋」を築造し、豊かな水辺空間の形成を図るとともに、笠置を起点とした「カヌーやボート遊びの到着地」の整備。

水の浄化を促進する植物の植栽や竹炭等を使用した親水公園を実現するため、「せせらぎ広場」・「湿生植物園」や子供が遊べる「ミニパーク」「親水広場」等の整備により水と親しむ空間整備。

木津川沿道

水辺レクリエーションの充実を図る一環として、水と緑のネットワークが必要と考える。

そのため、①～⑤までの親水公園・農地等を緑道(遊歩道)・緊急車両道路によってつなぐための整備。

なお、緊急車両道路については、大阪湾まで続くよう整備を要望します。



堤防上をとる国道24号



上粕南部の優良農地



旧泉大橋(潜没橋予定地)



西殿樋門



町立木津川コミュニティ運動広場



美しい木津川へ

個人	108	大阪府大阪市 玉木 瑛
----	-----	-------------

淀川「毛馬・赤川地区」河川敷を市民の自然教室に

はじめに この提言には、以下のような「限界」があることを最初にお断りします。

①私は河川工事および防災に関する格別の知識を持っていません②健康法を兼ねて毎朝、淀川・河川敷を散歩していますが、基本フィールドは淀川左岸・毛馬ー赤川地区に限定されます③趣味として探鳥ならびに野草観察をしていますが、初心者です。

提言 「毛馬・赤川エリアを市民の自然教室に」というのが私の提言です。ここにはワンドをはじめ淀川特有の、かつ多様な自然が残っています。隣接して城北公園もあり、また(不満な点はありますが)河川敷公園が整備されています。住宅地帯から近く、交通も便利で、一般市民が自然に親しみ、自然を学ぶスポットとして格好の条件を持っています。

基本原則の確定 提言実現には「これ以上、自然を痛めない」という最優先原則を確定することが第一です。これまでの公園管理は、とにかくコンクリートで固め、芝生で固め、下草は刈りつくし、立木を理由なく伐採する——もののように見えます。環境は一見、小奇麗になっても、実際は自然を衰弱させるばかりだと、私は感じています。

現在の行政手法は、自然の「徹底した人工管理」か、そうでなければ「立ち入り禁止の聖域化」か、の両極に分かれ、一番大事な「自然に親しみ、共生する」という選択肢を放棄しているのではありませんか。前者では自然は衰弱し、後者では一般市民が自然を体感することができません。「聖域化」のため「荒れ果てた」自然もあるのじゃないですか？

新コンセプトの導入を これから始まる毛馬・赤川地区の「水際帯整備・自然復旧」工事には、だから新しいコンセプトが必要です。そしてそれは、「里山」に対置される「里河原」とでもいうべき発想であってほしい、と私は願っています。本来、このエリアの特徴は、ワンド池、クリーク、葦原、草地、農地、点在する立木など、自然構成がバラエティに富んでいることです。その環境に応じ、また季節に応じて、野鳥や野草の種類も多様かつ豊富です(私のような初心者でも、年間 50 種ほどの野鳥を見ます)。

いまある、この自然を痛めないこと。ことに立木の伐採はすべきではありません。というより、秋には実をつけ、鳥が喜んで集まってくる種を増やすことです。野草だってセンニンソウ、メハジキ、クコなど勝手に除草されては困ります。野草は自然のままで宜しい。

私見では、今の農地にしても生かしようがありそうだし、4面ある野球グラウンドは、うち2面を湿地状態に戻せば、渡り鳥のシギ、チドリ類が、また来てくれることが期待できます。「市民のための自然教室」に発展する基礎条件は十分あるのです。

小学生の学習トレイルを 自然に親しむには、小学生のころから実物に触れるのが近道。といって、エリア内に観察館を新設するといった古い土建屋の発想はやめましょう。また行政がイベント屋になってはいけません。現在ある農道や魚釣り道を生かし、各スポットを結ぶ、安全な観察トレイルを確保すれば十分です。これは、ぜひ実現してほしい。このエリア内に「イタセンパラ発見の地」という石碑があります。しかし、私どもが建てるべきは「イタセンパラ復活・繁殖の地」という碑ではないでしょうか。 (止)

個人	142	大阪府大阪市 中西 史尚
----	-----	--------------

これまでは、治水、利水という視点と河川敷利用という視点からの河川整備が続けられてきたのではないのでしょうか。そのため、川が持っている様々な魅力や、川に住む生きもののが軽視されてきたと思います。その結果、生物環境が悪化していること、人と川の関係が失われかけていること、大きくはその2点が問題と感じています。

その川に住む生物のこと、その川の特徴のこと、その川がどうなろうとしているのかということ、そこに住む人が川に対してどんな思いを寄せているのか、ということを一に考える必要があるのではないかと考えます。

その川の持っている個性、人権みたいなもの、川が川として存在する権利みたいなものを尊重して欲しいと思います。つまり、これまでの川づくりは、川の姿も人間が決め、川の水の利用についても使いたいだけ使い、川の空間も人間が利用したいように川の敷地を利用してきた、つまりそれは、川をモノ(無機体)として扱ってきたという感じがします。もちろん、どこもがそのようなになっているとは限りませんが、川の整備は大体がそのような思想のもとで実施されてきたのではないかと感じます。ですから、今後の川づくりを考えるときには、生きているモノ(有機体)として考えるべきではないかと思えます。

山や川があることというのは、その存在だけで価値では測り知れない価値があると思えます。

私たちは、造った池や川があって、そこにいろんな魚を放流されていても、人がしたからこのようになってきているのだと思い、あまり感動できません。一方で、自然に流れている川に、何となくそこに適した魚がすんでいる、ということの方が、何故ここにいるのだろうか?とか、よくここに生きていたな、などとその生物が長い時をかけてそこにすむようになったという歴史みたいなものを感じ、ずっと、感動します。飾り気がない川、ありのままの川が、川を持つ魅力だと思えます。

このような、感動ができる川というものをこれから未来に残していくこと、蘇らせていくことが必要なのではないかと思えます。

これからは川のあり方を考えるとき、第一段階として、まずその川の特徴をよく知り、できるだけその特徴を尊重した川の姿を念頭に置く必要があるのではないかと考えます。人間の視点というものはその次に来るもので、治水上に必要な対策や、活動に必要な水を決めればよいのではないかと思えます。

一級河川は国が管理するものですが、その場所に日常的に接するのは主に沿川の住民ですので、整備該当地区の方々意見を積極的に取り入れた川づくりが必要ではないかと思えます。しかしながら、その際には、沿川の人が川についての正しい理解が十分でない場合もありますので、同時に川を知るシステムを構築することも必要ではないかと思えます。また川の情報を交換できる場所も必要だと思えます。

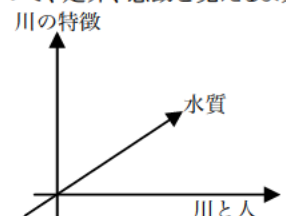
淀川水系といっても琵琶湖に流入するそれぞれの河川、瀬田川、宇治川、木津川、桂川、淀川、猪名川と様々な個性があると思えますので、上下流一貫した考え方をする一方、それぞれで川のあり方を考えるべきだと思えます。さらにそれぞれの川も上流、中流、下流があり、また、川の蛇行や、人の利用など様々な要因で個々の場所で表情が違います。ですから、ある程度大きな空間的なエリアでの目標を立てることも必要だと思えますが、この場所でのその特徴をみた川のあり方を考えていくべきではないかと思えます。具体的には、例えば、一般的に河川の計画を行うときは、200m 毎の断面測量や、日平均の流量を基に計画したりします。水質も一ヶ月に一回、ある観測点だけのデータでその川を代表させたりしてしまいます。また、ある区間、一様な方針を一貫して通してしまう場合があります。今よく問題になっているのは、このような一元的な管理や目的のあり方だと思えます。生物や地域にすむ人とすれば、数十メートル単位や、メートル単位の細かな部分が気になることもあります。このように、かゆいところに手が届くように細かなデータで計画することや、特徴のある場所の把握も大切だと思えます。かゆいところが、200m 断面の間に存在したりもします。時間的な水位や流量の変化が必要だったりもします。人間や生物が生きていく上では、合理的な計画で省いてしまったデータが、実は不可欠な物だったりしますので、臨機応変にそれぞれの場に適したデータを用いて計画を進めて行くべきだと思えます。

以上の述べてきたことを総括して、私が将来の淀川水系に求める理想の姿は、かなり抽象的な表現になりますが、「感動できる川」、「安心できる川」、「愛される川」となることです。今世紀は「環境の世紀」、「こころの世紀」ともいわれていますので、是非、感動を覚えるような川づくりが行われ、淀川水系の川からそれを全国に発信して行って欲しいと思えます。

上記で挙げた感動、安心、愛するとは、以下の意味を含むものとして述べました。

- ①かんだうでできる川(川の姿に感動できる、川の生きものに感動できる、川で感動できる)
- ②あんしんでできる川(安心して人が暮らせる、安心して水が飲める、生きものが安心して住める)
- ③あいされる川(人に愛される川、生きものに愛される川、川に愛される川)

そして、それらを実現するためには、以下の3つの視点から川と向き合う必要があると思えます。



1. 川の特長を生かした川づくり、(物理現象、生態系)

自然な水の流れ、土砂の流れを取り戻す、淀川水系の生物の生息や繁殖を考慮する。水辺の確保、連続性の確保、瀬や深場の確保、水位変化や流速条件の確保、復活を図る。

このような川を復元していこうと思えば、今までのような、河川区間だけでの従来のようなハードな対策での治め方では不十分な場合もあると思えますので、流域全体で総合的な視野に立った、総合治水や総合土砂管理のような考え方を導入し、川づくりを考えるべきではないかと思えます。

2. 川と人との良好な関係の再構築

あらゆる手段で人と川との関わりを取り戻す。人間は水のありがたさというものは誰もが感じるべきものだと思っています。今は川や水のことを感じたり考えたりする人が、川のありがたさというものを感じたりする人が少なくなっていると思えます。もっと身近に川を感じ、川を持つ水のありがたさ、プラスαでいろいろな魅力があることをよく知ってもらうことが必要だと思えます。

そして、それらを知ってもらうしくみ、システムを考える必要があると思えます。人が川のことを好きにならなければ川はいつまで経ってもよくなりません。具体的には総合学習に積極的に活用してもらう。川の博物館、地域で川のインストラクターを育てる、多目的な水防団の役割、情報発信、船下り等のリバーツーリングや自然観察等エコツアーの奨励などが挙げられるかと思えます。

3. 水質の向上

やはり、生き物がすんでいる、人間が水を飲む、川に親しめる、という観点から、河川に流れ込む汚染、汚濁物質を軽減するしくみを構築することが重要ではないか、と考えます。

自治体間や省庁間の枠を越えた、総合的な河川、流域管理をする必要があります。

上記の1, 2, 3が流域のあちこちで満たされていくことような計画が必要であると思えます。

その他のキーワードとして 河道の変動の予測の重要性(川は動くものという考えでの計画)、子ども(若い世代)の視点を入れた川づくり、計画の柔軟性(計画をフィードバックできるシステム構築や、順応的な河川管理を行うという視点)も重要だと思えます。